議事要旨

（石川局）

令和８年度　石川県特定最低賃金専門部会（第２回機械・自動車合同部会）
開催日時：令和８年 10 月 20 日（火）14：00～16：30

１　主な審議事項
(1) 改正金額について

２　労使各側委員の主張内容及び公益委員の考え方

労働者側委員	・主張した金額　1,162 円（引上げ額 72 円、6.6%） ・他県の状況など、全体のトレンドとしては地域別最低賃金と同額以上になっていることが多いこと、そもそもの特定最低賃金の意義として、労使の取組を補完するものであって、労働協約の金額に近づけることが望ましいと主張。
使用者側委員	・主張した金額　1,138 円（引上げ額 48 円、4.4%） ・特定最低賃金は全企業を対象としたものであるため、中小企業のやりくりや厳しい経営状況を考えると、4%以上の賃上げは厳しいということで、1,133 円という金額を主張し、一旦維持したが、その後やり取りを続けた結果、1,138 円まで譲歩したもの。
公益委員	・本日中での合意に至らないと判断。ただし、労働者側から使用者側が提示した 1,138 円について持ち返って検討したい旨の言葉あったもの。

３　答申の有無　　有　・　無

４　今後の見通し
労使の歩み寄りに期待したい。

５　次回開催日　　令和８年 10 月 27 日（火）14：00～（第３回）

６　その他